

第2回 (仮称) 練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会 会議要録

- 1 日時 令和4年6月27日(月)15時～17時
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者 柴崎委員(委員長)、廣田委員、石塚委員、太巻委員、渡部委員、田村委員、岩橋委員、襲田委員、阿子島委員、関委員、月橋委員
区側：情報公開課長、情報政策課長、事務局職員
- 4 傍聴人 0人
- 5 配付資料
 - 【資料1】 第1回検討委員会の論点整理と確認
 - 【資料2】 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表について
 - 【資料3】 行政機関等匿名加工情報について
 - 【資料4】 審議会の設置について
- 6 会議の概要
 - (1) 前回の論点整理と確認
 - (2) 「個人情報取扱事務登録」
 - (3) 「行政機関等匿名加工情報」
 - (4) 「審議会の設置」
- 7 発言内容 (以下敬称略)

(委員長)	<p>本日はお忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>ただいまから、第2回(仮称)練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>はじめに、事務局から事務連絡があるとのことですので、事務局お願いします。</p>
(情報公開課長)	<p>本日、皆さまの机の上に前回の会議の要録(案)を置かせていただいております。</p> <p>本検討委員会につきましては、要綱において、会議を公開することとしております。</p> <p>会議要録につきましても、皆さまにご確認いただいたうえで、公開させていただきますので、内容の確認をお願いいたします。</p> <p>なお、本日お配りしている要録(案)では、ご自身の発言を確認いただくため、発言された方の氏名が記載されていますが、公開の際には発言者氏名を削除させていただきます。</p> <p>修正等ございましたら、7月1日(金)までに事務局までご連絡いただければと存じます。</p> <p>以上、どうぞよろしくお願いたします。</p>

(委員長)	<p>それではこれより、本日の議事に入ります。</p> <p>はじめに「前回の論点整理と確認」についてです。</p> <p>事務局より資料の説明をお願いします。</p>
(情報公開課長)	<【資料1】の説明>
(委員長)	<p>ただいま、事務局より資料の説明がありました。</p> <p>これより本件についての質疑に入りたいと思います。ただいまの説明について、ご意見、ご質問をお願いします。</p>
(委員)	<p>3点確認させてください。</p> <p>1点目は、開示手数料について、現条例では写しの作成に要する費用をいくらとしていますか。</p> <p>2点目は、自己情報の開示請求権を区民の権利として規定しているとありますが、情報公開条例では区民の権利をどのように規定していますか。</p> <p>また、個人情報保護条例と情報公開条例のそれぞれにおける取り扱いについてどのような議論があったのでしょうか。</p> <p>3点目は、民間企業の場合、開示請求を有料としているケースが実際にありますか。</p>
(情報公開課長)	<p>1点目について、写しの作成に要する費用はモノクロの場合1枚10円、カラーの場合1枚50円としています。</p> <p>2点目について、情報公開条例では、区民の知る権利を保障することを明記し、個人情報保護条例による自己情報開示請求と同様に手数料は無料としています。</p> <p>3点目の民間企業の例ですが、私の知る1事例として、開示請求に対し1,000円の手数料を設定している記憶がありましたので、前回の検討委員会でその旨を紹介しました。</p>
(委員)	<p>1点目については了解しました。</p> <p>2点目について、情報公開条例では知る権利の保障を定めているということですか。情報公開請求は、請求内容を問わず全て無料ということでしょうか。</p> <p>3点目で、民間企業で手数料を徴収している例があるということですが、それは民間企業による情報開示について手数料の根拠規定があって、それに基づいて徴収しているということでしょうか。</p>
(情報公開課長)	<p>情報公開請求については、内容を問わず手数料は無料としています。今後の課題として、権利の濫用と判断される請求や営業目的の請求については、有料とすることの是非について今後、検討していく必要があるのではないかと考えています。</p> <p>民間企業の事例については、有料としている事例もあるということをご紹介します。</p>
(委員)	民間企業の場合、手数料ではなく実費で請求しているのでしょうか
(情報公開課長)	民間企業の場合、区の条例ではなく個人情報保護法に手数料の規定があ

	<p>り、情報開示を実施するときは手数料を徴収することができる。ただし、その額は実費を勘案して合理的であると認められる範囲内で定めなければならない、とされています。この規定に基づいて運用していると思われます。</p>
(委員)	<p>2 開示請求等の手続き（開示決定等の期限）の記載のうち、「現行の制度よりも決定までの『機関』に幅を持たせる～」は、「現行の制度よりも決定までの『期間』に幅を持たせる～」が正しいので、修正をお願いします。</p>
(委員長)	<p>この記載の趣旨は、法律では開示決定の期限は 30 日となっているけれども、現行条例で 15 日を期限として運用しているところ、30 日とするのは区民サービスに逆行する。だから決定期限は 15 日のままとするというのですよね。</p>
(情報公開課長)	<p>おっしゃる通りです。</p>
(委員長)	<p>それでは、本件に関しては、本日配付された資料に今、議論したことを加えた内容で、当委員会は承認するというところでよろしいでしょうか。</p>
(各委員)	<p>異議なし</p>
(委員長)	<p>それでは、次の案件に移ります。</p> <p>(2)「個人情報取扱事務登録」についてです。 事務局より資料の説明をお願いします。</p>
(情報公開課長)	<p><【資料 2】の説明></p>
(委員長)	<p>それではこれより、本件についての質疑に入りたいと思います。 ただいまの説明について、ご意見、ご質問をお願いします。</p>
(委員)	<p>区民にとって気になる点は、練馬区が業務委託をして、委託先に個人情報を提供する場合にどの情報を提供しているか、また委託先が個人情報保護の体制を適切に整えているかということです。練馬区が新たに業務委託を行う際に、審議会に報告を行っているのでしょうか。</p>
(情報公開課長)	<p>新たに外部委託を行うときは、審議会に諮問をしています。過去に諮問し承認を得た案件を「事前一括承認基準」に整理して、「事前一括承認基準」に当てはまる案件は諮問を行わずに進めています。近年は「事前一括承認基準」に当てはまらない委託案件がないため外部委託に関する諮問を行っていませんが、外部委託の運用状況については毎年報告をしています。</p>
(事務局)	<p>改正法施行後のことについて補足します。</p> <p>法を所管する個人情報保護委員会が、個人情報保護制度の運用状況について、各自治体に報告をさせると聞いています。外部委託の状況についても報告すべきものとなると見込んでいます。区では、個人情報保護委員会へ報告するだけでなく、自ら運用状況を公表する予定です。</p>
(委員)	<p>現行の運用は、多種多様な帳票があるということで、非常に分かりにく</p>

	<p>いと思いますので、帳票を一本化することは良いと思います。</p> <p>区民情報ひろばを検索してみたのですが、現行の各種帳票を見つけることができませんでした。今後、帳票を一本化したときは、例えばカテゴリ別に整理するなど検索しやすいよう工夫をしていただき、区民が探しやすいようにしていただければと思います。</p>
(情報公開課長)	<p>区民情報ひろばで現行の帳票を探し出せなかったということで、案内が不十分で申し訳ありません。</p> <p>今後整理する個人情報ファイル簿については、区民情報ひろばで閲覧に供するほか、区ホームページでも検索ができる形式で公開していきます。</p>
(委員)	<p>各種帳票を一本化することは、事務の効率化の観点から望ましいので賛成ですが、現行各種帳票で登録されているデータ項目は網羅的に個人情報ファイル簿に登録されるのか、あるいは登録される段階で項目の取捨選択を行うのかについて教えてください。</p>
(情報公開課長)	<p>個人情報ファイル簿の項目は、法令（政令）により決められています。これ以外に区独自で追加や削除をすることはできません。</p> <p>外部委託や外部提供、目的外利用の実績報告に必要な項目などは、別の手段で公表していくことを考えています。</p>
(委員)	<p>資料中、6-2 検討結果（今後の対応案）の記載「個人情報の適切な運用管理を目的とした庁内チェック体制」および「個人情報ファイル簿と同じ内容の情報を一覧表にして管理する」とはそれぞれどのようなものですか。</p>
(事務局)	<p>庁内チェック体制についてです。詳細を決めるのはこれからですが、主に外部提供や目的外利用を行う場合において、正しく意思決定できるように体制を作るということと、実施状況をわかりやすく公表することという観点からチェック体制のあり方を検討します。</p> <p>2 点目のご質問ですが、1,000 人以上の個人情報ファイル簿については、国の様式に従い単票形式で公開します。区が保有している個人情報については原則として全て、エクセル形式の一覧表に個人情報の種類や利用目的等を入力しておきます。これを元データとし、1,000 人以上の個人情報を扱っているファイル簿は単票形式でも公表する仕組みを検討しているところです。</p>
(委員)	<p>1,000 人未満の場合も公表するということですか。</p>
(情報公開課長)	<p>1,000 以上の場合には単票と一覧表で、1,000 人未満のものは一覧表での公表を年 1 回以上実施していく考えです。</p> <p>区ホームページで公表する際には、見やすくなるよう工夫していきたいと考えています。</p>
(委員長)	<p>資料に「個人情報ファイル」「個人情報ファイル簿」と記載がありますが、これらは意味の違いがありますか。</p>
(情報公開課長)	<p>「個人情報ファイル簿」が正しいです。表記ゆれなので修正します。</p>

(委員長)	個人情報ファイル簿以外の現行の帳票の作成義務は廃止とするということですが、帳票の作成をしないだけで、これまで帳票に記載されていた情報は残るのですよね。それを庁内でチェックする体制を構築するという意味でしょうか。
(情報公開課長)	「作成義務を廃止する」と記載したのは、現行条例で規定している帳票の作成義務は、条例が廃止となるため帳票の作成義務もなくなるということです。帳票の作成は行いませんが、個人情報の適切な管理や運用状況の公表に必要な情報は引き続き残していきます。
(委員)	これまでは、所管課ごとに各種帳票を作成していたと思いますが、個人情報ファイル簿を作成する場合は作成者が変わりますか。
(事務局)	これまでは、個人情報を取り扱う業務を所管する課が帳票を作成していましたが、今後は個人情報を保有している課が作成することになります。もっとも、業務を所管する課と個人情報を保有している課は通常は同じなので、作成者は基本的にはこれまでと変わらないと考えています。
(委員)	各課にはこれまでと同じ情報が残りますよね。
(事務局)	はい、残ります。
(委員)	各種帳票の作成はしなくなるけれども、同じ情報は引き続き所管課が持っているということですね。
(事務局)	今回廃止を検討している各種帳票は、区民等に公表することのみを目的として作成しています。外部提供や目的外利用を内部的に管理するための帳票は別にありまして、それらは今後も使用します。
(委員)	実務をしている各課が行うことは今後も変わらなくて、区民に公表する様式が変わるということですか。
(事務局)	おっしゃる通りです。
(委員)	バラバラの様式で公表していたのを、シンプルに 1 種類の様式に変えるということでしょうか。
(事務局)	単票はシンプルに個人情報ファイル簿 1 種類のみとして、それ以外の情報は業務の登録帳票ではなく、運用状況を報告するという形で公表する資料を作っていくことを考えています。
(委員)	これまでは 6 種類の帳票を区民の閲覧に供していて、今後は個人情報ファイル簿にまとめられて閲覧に供されるということですよね。現行の帳票で登録されている情報は、帳票は作らなくてもデータとしては所管課が持っているということですよね。
(情報公開課長)	業務を行うためにデータとしては持っています。公開方法について、個人情報ファイル簿のほかに、運用状況を取りまとめて公表しようということです。
(委員)	これまでの帳票を廃止するという表現だったので、これまでの帳票に良くない点があったのかと思ったのですが、伺っているとそうではなくて、実務上作成が必要なものはこれまでと同様に作成して、公開用の様式はフ

	ファイル簿に統一されるというイメージで合っていますか。
(情報公開課長)	その通りです。区内部の運用について、わかりにくい説明になってしま いますみません。これまで区が管理してきた情報を捨ててしまうとか管理を やめるということではありません。
(委員)	これまで内部で管理してきた情報はそのまま、区民等に対し提供・公 表する方法を変えるということですね。
(情報公開課長)	その通りです。
(委員)	個人情報ファイル簿にはどのような項目が記載されますか。
(事務局)	個人情報ファイル簿の様式は、お配りした資料の別紙 7 のとおりです。 主な記載項目は、ファイルの名称、利用目的、外部提供先などです。
(委員長)	【参考 2】の資料の左側の現行条例による各種帳票に記載されている情 報を、右側の個人情報ファイル簿に記載し直すことは法の義務でやらなけ ればならない。個人情報ファイル簿に（ある項目は）載せない情報をどう するかについて、区では、個人情報ファイル簿に載せない情報についても 基本的には活用していきたいということはわかりました。残す形としては 変わりますが、情報の中身は急に増えたり減ったりするわけではないとい うことですか。
(情報公開課長)	必要なデータは残していきますし、運用状況の報告という形で公開をし ていく考えです。
(委員長)	個人情報ファイル簿は、法令上作成義務があり、記載項目の法の定めが あります。だから個人情報ファイル簿のことは議論にならなくて、その他 の情報をどう取り扱っていくのか、どう区民に開示していくのか、という ことを今日議論したわけですね。
(情報公開課長)	個人情報ファイル簿以外の帳票は、施行条例において作成する規定を置 くことはしませんが、取り扱っている情報については何らかの形で公開し ていきますし、情報公開請求および自己情報開示請求の対象にもなり得ま す。
(委員)	個人情報ファイル簿の項目にないその他の情報は、個人情報ファイル簿 に記載を追加することはできないが、情報の扱い方についてはチェックし ていくということが庁内チェック体制の役割となるのでしょうか。
(情報公開課長)	目的外利用については、個人情報ファイル簿には記載しません。目的外 利用および外部提供は、法の規定により区長が必要と認めた場合にはでき るとしているところです。必要と認めた場合の判断が適切に行えるようチ ェックする体制を作っていきます。
(委員)	ここまで議論してきた内容について整理させてください。 公表用の帳票は法が定める個人情報ファイル簿に統一するのはいいけれ ども、現行の各種帳票で管理している種別などは個人情報ファイル簿で表 現しきれないと思います。エクセル形式の一覧表で公開するという説明が ありましたが、このエクセルのイメージは、例えば現行の業務登録票の各

	項目をエクセルの各列にそれぞれ入力して管理するなどして、区がどんなデータを管理しているのかが分かるようにして公表していく、というイメージでしょうか。
(事務局)	今のご発言内容は、一覧表を公開するときに見やすくする整理方法に関するご助言でしょうか。
(委員)	一覧表で見せる場合は、わかりやすさが必要になります。 例えば、個人情報ファイル簿の概要を示します。概要に基づいて、見たいファイルの見当が付いたら、下の階層でそのファイルのさらに細かい情報を見ることができるようにするような作り方がアイデアとしてあると思います。概要部分と詳細部分とがあって、詳細部分には現状管理している情報は全て載っている。一覧表についてはそのようなイメージでご説明頂いたのでと思いました。
(情報公開課長)	ありがとうございます。一覧表の詳細をこれから詰めていくうえで、ヒントを頂けたと感じています。どのような見せ方にするかや情報の取捨選択については宿題とさせていただきます。
(委員)	現行の業務登録票等各種帳票は、課別で作られているのでしょうか。課別にどのような個人情報をもっているか、羅列してあるファイルをみたことがある気がするのでそう思っています。 もっと合理的でわかりやすいものがあるので、見直ししておくことでしょうか。
(情報公開課長)	そういうことです。現行の帳票は分厚いファイル 2 冊分になってしまっているの、一本化してわかりやすくしていきます。
(委員)	この個人情報取扱事務登録簿の作成・公表についての案ですが、私は事務局の案に賛成という立場で発言したいと思います。 1つ私の考えですが、今話題になっている点については、事務局は詳細について検討していくとしています。ですので、この方向性については賛成とし、今後の対応策をこの委員会等に改めて提案していただくことを条件として、この案に賛成したいと思います。 事務的に細かな内容について、ここで検討するのは時間がもったいないのかなと思っています。
(委員長)	ありがとうございます。 それでは意見もかなり委員の方から出ましたので、先程ありましたように、この内容で今後検討するという考えで賛否を取らせていただきますので、よろしいという方は挙手をお願いします。
(各委員)	(全員が挙手)
(委員長)	それでは、承認されましたので、事務局の提案したとおりで可決させていただきます。また、今後検討していくことを前提として、報告書に盛り込むということとします。また、様々な意見があったことは報告書に入れていただくようお願いします。

(委員長)	<p>それでは、次の案件に移ります。</p> <p>(3)「行政機関等匿名加工情報」についてです。</p> <p>事務局より資料の説明をお願いします。</p>
(情報公開課長)	<【資料3】の説明>
(委員長)	<p>それではこれより、本件についての質疑に入りたいと思います。</p> <p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問をお願いいたします。</p>
(委員)	<p>一般的なこととなりますが、法律の制定過程で行政機関匿名加工情報の例として想定されたのはどのようなケースでしょうか。</p> <p>私の想像では、医療関係での情報の活用が考えられると思ったのですが、具体的にどのようなケースが例示されていたのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>この行政機関匿名加工情報制度自体は、国の行政機関に係る法律である行政機関の個人情報保護法で平成29年度から運用されているものでございます。</p> <p>立法過程のことは詳しくないのですが、国の資料を見ると、委員がおっしゃったように国立病院のような公立病院が保有する情報を今後の医療研究に役立てるといったことが典型的な使い道の一つとして挙げられています。</p>
(委員)	<p>資料最後の検討結果の部分について、「安全性確保の視点も踏まえ」とありますが、匿名加工された個人の情報が個人の特定ができるように戻されてしまう危険性は無いのでしょうか。</p>
(情報公開課長)	<p>基本的には復元できないように匿名加工することで位置づけられている制度です。そのための暗号化、記号化といった手法も個人情報保護委員会から示されています。</p> <p>復元できないようにした情報というのが前提になりますが、日進月歩、情報技術は進歩しておりますので、絶対に復元できないかと聞かれると専門家ではないのでわかりません。</p> <p>復元できてしまう可能性がどのくらいあるのかをしっかりと見極める必要があるということで、こういった書き方をさせていただいています。</p>
(委員長)	<p>あとは、匿名加工情報として区が出したが、他の情報と合わせ技で個人が特定されてしまう危険性もあり得ると思います。</p> <p>復元の問題と、どこまで加工したら匿名になるのかといった問題があるように思います。どこまで加工したら匿名になるのかは、情報によっても違うと思います。</p> <p>そういった問題もあって、改正法では、国や政令指定都市での前例やノウハウの蓄積を期待して地方公共団体での匿名加工情報の実施は当面任意とされているということでしょうか。</p>
(情報公開課長)	<p>各区でそういった知識やノウハウはまだ無いので、国や政令指定都市での実施状況を踏まえながら検討していくということだと思います。</p> <p>地方公共団体によってはこの分野の専門家の方がいて、積極的にやりた</p>

	<p>いということもあるかもしれませんが、23 区の中では今のところ手を挙げる区は無さそうと聞いております。</p>
(委員長)	<p>どこにどういったリスクがあるのかまだ明確にわからないということも理由の1つなのだろうと思います。</p>
(委員)	<p>この議題ですが、我々は何を決めればいいのでしょうか。というのも、この制度について地方自治体に条例で定めるようにということは法律には書いてありません。地方自治体で任意に実施するときには、法律の規定を使えばいいということだと思います。</p> <p>今、お諮りいただいているのは、何もしなくていいという結論を検討委員会としてくださいということなのではないでしょうか。お諮りいただいている趣旨を教えてくださいと思います。</p>
(情報公開課長)	<p>委員のおっしゃる通りです。法律では提案募集を義務付けられており、一部の地方公共団体の実施は当面は任意となりますが、いつまで任意かはわかりません。</p> <p>その中で今回、委員会にお諮りした理由は、区民の皆様が参加されているこの委員会の中で、区としてやるべきだといった意見があれば検討を進めなければならないと考えたところです。</p>
(委員)	<p>シビアに申し上げますと、要するに不作為の状態になってしまいます。任意規定なので実施は自由ということではありますが、法律でやったらどうですかという規定がある中で、この委員会でやらないことのお墨付きを与えるのは違うと思います。</p> <p>やらないことの責任が委員会にかかってくる気がしています。必要性がなければやらなければいいというだけのことだと思いますが、委員会として必要性の判断をするのは難しいと思います。</p>
(情報公開課長)	<p>ご指摘はよくわかりました。</p>
(委員長)	<p>法律はどちらでも良いといっているわけですね。であれば、どちらでもいいのではという意見の委員もいらっしゃるでしょうし、事務局の案に賛成の委員の方もいらっしゃるでしょう。</p> <p>ただ、今、匿名加工情報の規定を作るべきであるという意見の方は無さそうということよろしいでしょうか。</p>
(各委員)	<p>意見無し</p>
(委員)	<p>作らなくていいという議決にしてしまうと、委員会として作らなくていいという判断をしたことになってしまうのではないのでしょうか。その責任は負えないと思います。そもそも議題としてふさわしいのかが疑問です。</p>
(委員)	<p>今まで区市町村の条例にこういった規定は無かったので、新しいことを規定する条文だと思います。だからこそ、それについてどう対応をしていくかというのは、自治体がしっかり考えていかなければならない問題だと思います。</p>
(情報公開課長)	<p>区としてどうするかは、最終的に区が判断をさせていただきますので、</p>

	<p>あくまで参考意見ということではありませんですが、どういう考えの方がいらっしゃるかをお聞きしたかったということでございます。</p> <p>国からもこの件については区が判断できるものとして示されているので、項目の1つに入れさせていただいたところですが、委員にご指摘いただいたことも意見として受け止めたいと思います。</p>
(委員)	<p>この案件の資料の最後に「引き続き調査・研究を行う」と綺麗な言葉で結ばれていますので、端的に言えば先送り、もう少しマイルドに言えば継続案件という理解で事務局の方向性には賛成します。</p>
(情報公開課長)	<p>ここで決をとるということではなくて、色々な意見があるということだけに留めさせていただければと思います。</p>
(委員長)	<p>今すぐに作らなくてもいいという程度で、今後は調査・研究、検討を行う必要があるということ間違いはないと思いますが、委員の皆様どうでしょうか。</p>
(委員)	<p>私は、方向性の部分で「規定を設けないこととする」というのは、言い切らない方がいいと思います。新しい事業ということもあり、企業に出した情報で逆にいろんなことが察知されてしまって困ることが可能性としてあると思います。その意味ではこの件はよく検討すべきことだと思いますが、地方自治体として「設けない」ということを決めてしまうと検討委員会としての考え方も問われてしまうと思います。</p> <p>結論としては事務局の資料の検討結果にあるように、「先行導入する都道府県や指定都市の実績等を踏まえ、引き続き調査研究を行う」ということでいいと思います。</p>
(委員長)	<p>「規定を設けない」ということを結論とするのではなく、「先行導入する都道府県や指定都市の実績等を踏まえ、引き続き調査研究を行う」ということでよろしいでしょうか。</p>
(石塚委員)	<p>これも積極的に「行ってくれ」と言う権限は私たちの立場にはないと私は思います。</p>
(委員長)	<p>皆さん他に意見はありますか。</p>
(各委員)	<p>(意見無し)</p>
(委員長)	<p>では、この案件については規定を設ける、設けないについての委員会としての意見はなしとしたいと思います。</p> <p>また、「先行導入する都道府県や指定都市の実績等を踏まえ、引き続き調査研究を行う」ということを結論とする意見については様々な意見をお持ちの委員の方がいますので、こちらについては決をとりたいと思います。</p> <p>この意見で進めたいという意見の方は挙手をお願いします。</p>
(各委員)	<p>(7名挙手)</p>
(委員長)	<p>では、ここでの意見は出さないという意見の委員の方は挙手をお願いします。</p>
(各委員)	<p>(2名挙手)</p>

(委員)	調査研究をすることを否定はしないという立場がいいかと思います。
(委員長)	挙手されなかった委員の方で、ご意見はありますか。
(各委員)	(意見無し)
(委員長)	それでは時間も押していますので、次の案件に移らせていただきます。 (4)「審議会の設置」についてです。事務局より資料の説明をお願いします。
(情報公開課長)	<【資料4】の説明>
(委員長)	それではこれより、本件についての質疑に入りたいと思います。 その前に1点だけ確認させていただきたいのですが、改正法の趣旨をわかりやすく言うと、「諮問機関を一切設けない」「今までの諮問機関ではなく、新しい諮問機関を作る」「従来の諮問機関の役割や内容を見直し、その諮問機関を残す」という3つの選択肢があるということによろしいでしょうか。
(情報公開課長)	おっしゃっていただいた3つに分けることができると思います。
(委員長)	事務局の方向性としては、諮問機関を一切設けないということでも、新しい諮問機関を作るということでもなく、従来の諮問機関の役割や内容を見直しつつ、従来の諮問機関を残すということによろしいでしょうか。
(情報公開課長)	そうです。また、役割等に応じて構成する委員についても考えていきたいと思っております。
(委員長)	わかりました。それではただいまの説明について、ご意見、ご質問をお願いします。
(委員)	法律に書いてある「専門的な知見」というのは具体的にどんな知見を持った人をいうのでしょうか。
(情報公開課長)	ガイドラインでは、例として「サイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者」とあります。ただ、改めて資格要件が定められているわけではなく、専門的の内容も「等」とありますのでサイバーセキュリティに限定するものではないと考えています。 そういう意味で「専門的知見を有する者」は様々な解釈ができ、学識経験者等が含まれると思っております。
(委員)	この法律のQ&Aがどこまで正当な法律の解釈なのか、技術的な助言なのか、よくわかりませんが、私の印象では地方自治に配慮していない、地域の実情を無視した考え方だと理解しています。 それはともかくとして、国からこのような回答がでてきている以上は、それを踏まえなければいけません。私は狭義の専門的知見を有する人だけではなく、従前のおり、区の実情に明るい人や有識者等できるだけ幅広い方を対象として個人情報に関する知見、意見をいただく機会を設けることが必要だと思っております。 検討結果について、先ほど会長が3つ類型を示されましたけれども、ぜひ新しい法律の下でも、私は練馬区の審議会として独自の役割はあると思

	<p>うので、できれば公募委員も含めて委員を構成してほしいと思います。</p> <p>そのうえで委員構成について1つ質問ですが、現在は議会選出委員が7名入っておられるわけですが、おそらくこの議会選出委員というのは無くなるのではないのかなと思います。</p> <p>また、議会については独自に条例をつくることになると思いますが、議会は議会で附属機関としての審議会を設けるのであろうと思います。その審議会にも有識者が入るので、逆に言えば議員がどちらの審議会の委員にもなれないということになるという理解ですが、その点について事務局はどのようにお考えでしょうか。</p>
(情報公開課長)	<p>ご指摘のあったように、この Q&A 等がどこまで区を縛るのかは区として判断できないところですが、基本的に委員は専門的知見を有する者という考え方がありますが、区民を代表する委員からの意見を聞くことも構わないと明確に書いてあると思っております。</p> <p>附属機関の委員の構成については、区から議会等に必要があればお願いをするという仕組みであり、議会からこうしたいといった要望をもらうわけではありません。区が設置する区長の附属機関ということなので、区で判断をさせていただくことになります。</p> <p>議会は議会の役割で条例改正について意見を述べる機会や常任委員会で代表した委員から意見をいただく機会がございますので、二重に機会を設ける必要がどこまであるのか、なくてもいいのではないかとといった考え方もできると思っております。</p> <p>色々な考え方がありますが、議会選出の委員については、なくす方向も考えられるというのが1つの意見としてございます。</p>
(委員長)	<p>現時点では、住民代表の委員についてはどのようにお考えなのでしょうか。</p>
(情報公開課長)	<p>住民代表は当然委員として入っていただくべきだと考えています。</p> <p>区民の方から直接意見を聞く機会はないので、附属機関の役割の一つとして、ご意見をいただく機会は逸するべきではないと思っております。</p>
(委員)	<p>今後、個人情報保護委員会というところに、これまで審議会が担ってきた役割の大半が移行するようなイメージでいますが、そもそも個人情報保護委員会は今のような基礎自治体である練馬区審議会の開催状況と違って、必要な時に必要な議論ができなくなるのではという危惧もっています。法の仕組みとしてはやむを得ないと思いますが、やはり基礎自治体としては、なんらかの形で審議会を継続させていただいて、広く区民の考え方等も取り入れながら運用していただきたいというのが私の意見です。</p>
(情報公開課長)	<p>諮問できる事項は限られてしまいますが、私共も基本的には同じ考えです。</p> <p>また、保護委員会がどこまで我々の必要性に応じてくれるかという点ですが、条文に示されているので、委員会としても義務として答えていただ</p>

	けるという認識でおります。ただし、どこまでの回答をどういうタイミングで返してくれるのかは正直、不明でございます。
(委員長)	<p>それでは、本件につきましては、事務局の意見を基本にさせていただくということよろしいでしょうか。</p> <p>本日の議事は以上です。事務局より連絡事項があるとのことですので、事務局お願いします。</p>
(情報公開課長)	<p>次回の予定でございますが、7月7日午前10時からとなります。会場は本日と同じ庁議室で開催となります。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
(委員長)	<p>では本日は皆様、暑い中ありがとうございました。</p> <p>気を付けてお帰りください。</p>